

最近の年金関連トピックス

平成27年10月



目次

本資料掲載のトピックス	… 2
1. 平成27年3月末の年金財政状況	
1-1. DB年金の平成27年3月決算積立状況等	… 4
1-2. 厚生基金の平成26年度(H27.3末)決算の積立状況等	… 11
2. 厚生年金基金関連	
2-1. 平成26年度の厚生本体利回りは11.61%	… 15
2-2. 平成26年度の最低責任準備金(期ズレなし)の付利率は 11.61%(告示改正)	… 16
2-3. 平成27年4月～6月の最低責任準備金(期ズレなし)付利率は 年7.90%(告示改正)	… 17
3. 企業年金制度改正に関する動き	
3-1. DC改正法案 衆議院を通過	… 19
3-2. DC改正法案 継続審議へ	… 20
3-3. 確定給付企業年金の拠出弾力化の検討	… 21
3-4. 第3の企業年金創設	… 22
3-5. DBにおける掛金拠出の弾力化について(公)日本年金数理人会が 提言	… 24
3-6. 平成28年度厚生労働省税制改正要望公表	… 25
3-7. 第16回社会保障審議会企業年金部会の開催について	… 26
4. 退職給付会計関連	
4-1. 上場企業の退職給付会計数値の集計結果(2014年度)	… 29
4-2. 修正国際基準が確定	… 32
4-3. IFRSにおけるアセットシーリングについて	… 33
5. その他のトピックス	
5-1. 経済財政運営と改革の基本方針2015(骨太の方針)	… 36
6. 年金ニュース・年金メールマガジン発行履歴(平成27年6月～9月)	… 38

※ 平成27年6月(30日)～平成27年9月の三菱UFJ年金ニュース・MUTB年金メールマガジンを基に、項目別に編集致しました。

本資料掲載のトピックス

《確定給付企業年金制度見直しの動向》 ⇒P.21～27

確定給付企業年金制度の見直しに関する議論が行われています。本年1月の社会保障審議会企業年金部会において今後見直しを行うものと整理され、さらに『「日本再興戦略」改定2015』にもその旨が盛り込まれたものです。具体的には、「DBの掛金拠出の弾力化」と「新たなハイブリッド型制度の創設」です。8月には、これらを実施可能とするため厚労省より税制改正要望が公表され、9月に行われた第16回社会保障審議会企業年金部会にて当該制度設計案は概ね了承されました。

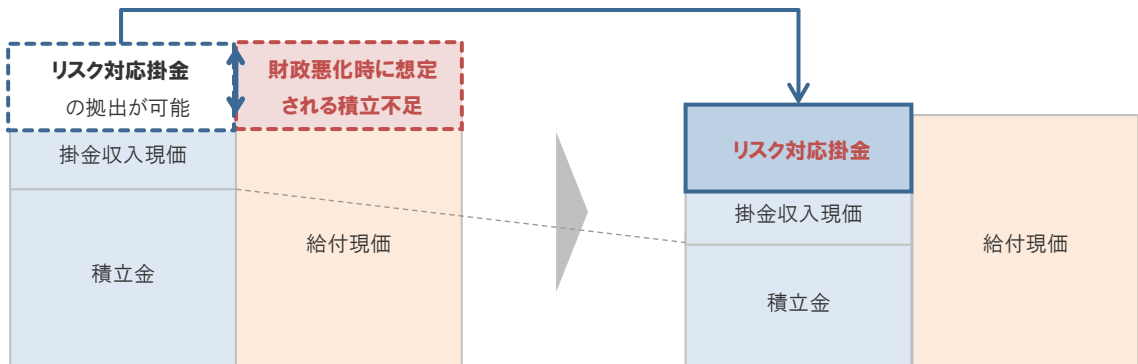
今後、税務当局および企業会計基準委員会と折衝を進める方針ですが、施行時期は早ければ平成28年4月になるものと思われます。

＜掛金拠出の弾力化＞

- 不況期等に掛金増加につながらないように、予め「財政悪化時に想定される積立不足」を測定し、その水準を踏まえて、掛金(=リスク対応掛金)の拠出を可能にする
- 原則、全DB制度※への適用を想定 ※受託保証型DBや簡易基準DB(加入者500人未満等が条件)を除く

《現時点》

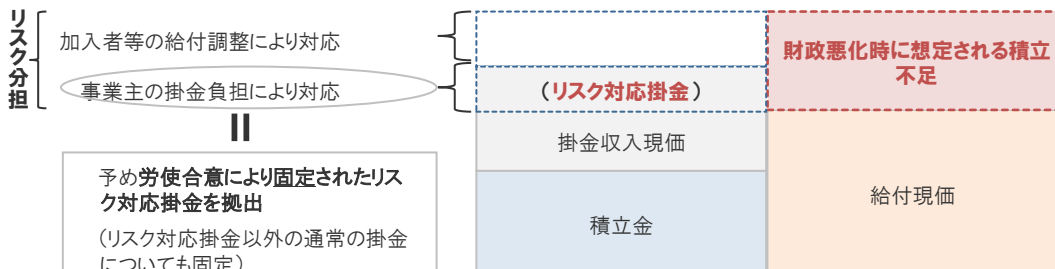
《将来の財政悪化時》



＜新ハイブリッド型制度(リスク分担型DB(仮称))＞

- 掛金拠出の弾力化の導入が前提
- 「事業主の事前に拠出する掛金(リスク対応掛金)負担」と「実際に財政悪化が顕在化した場合の加入者や受給者の給付減額」により、将来発生するリスクを分担
- 「財政均衡」の状態にある場合には予め約束した給付が支払われ、「積立剰余」の状態では次年度以降の給付を増額し、「積立不足」の状態では給付を減額

【リスク分担のイメージ】



1. 平成27年3月末の年金財政状況

1-1. DB年金の平成27年3月決算積立状況等

- 継続基準の積立水準の平均は1.26
ほぼ全てのDB年金は継続基準による掛金の見直しが不要
- 非継続基準の積立水準の平均は1.47
90%のDB年金は非継続基準を充足

- 平成27年3月末に決算を迎えた弊社総幹事先DB年金315件（基金型126件、規約型189件）について、積立水準等の集計を行いました。
- 全てのDB年金を対象とした集計ではないことにご留意ください。
- 継続基準の積立水準※1の平均は1.26
ほぼ全てのDB年金は継続基準による掛金の見直しは必要ありませんでした。
- 非継続基準の積立水準※2の平均は1.47
90%のDB年金は非継続基準を満たしました。

※1 純資産額／責任準備金

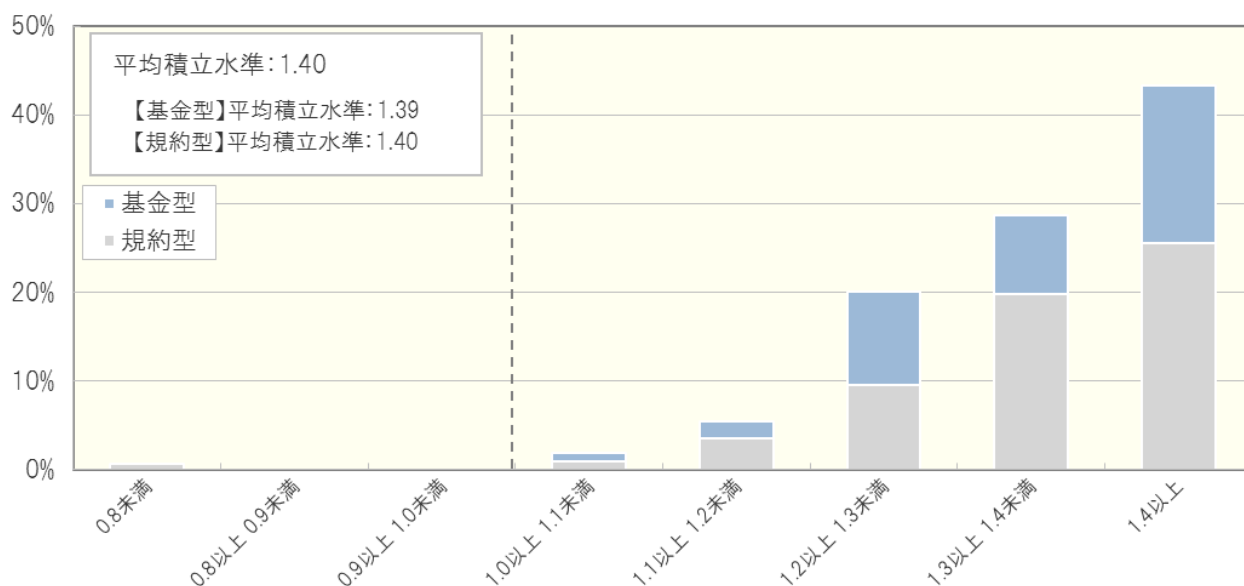
※2 純資産額／最低積立基準額(未認識控除後)

1-1. DB年金の平成27年3月決算積立状況等

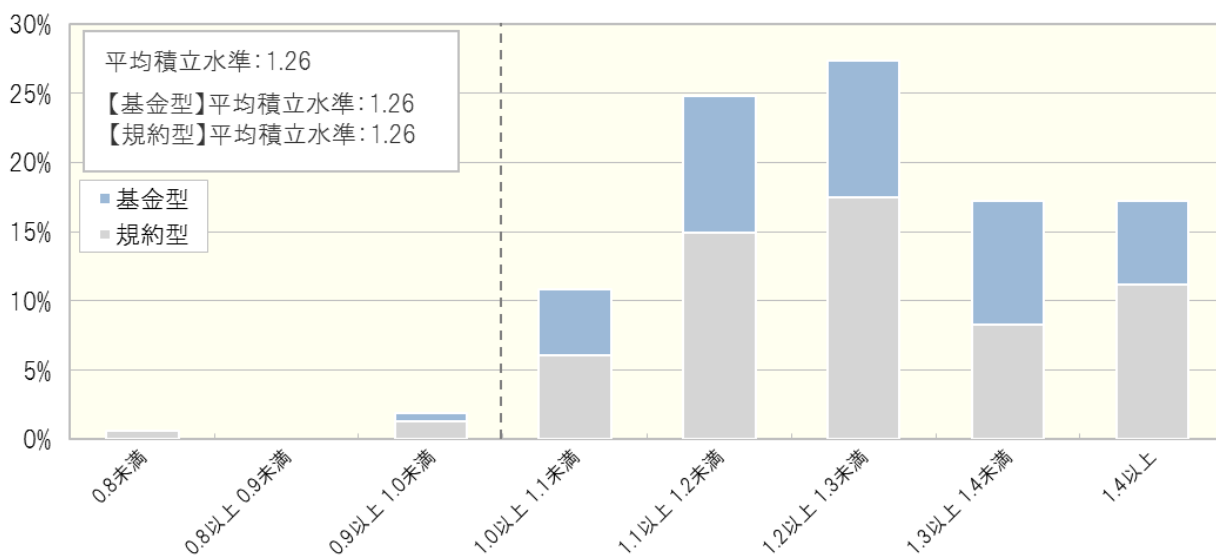
1. 継続基準の積立水準分布

- (1)の「(数理上資産額+許容繰越不足金)／責任準備金」が1.0未満であれば、責任準備金確保のため、掛金の見直しが必要です。
- (2)の「純資産額／責任準備金」が1.0未満の場合は継続基準に抵触していますが、「(数理上資産額+許容繰越不足金)／責任準備金」が1.0以上であれば、継続基準による掛金の見直しは不要です。
- (3)の「純資産額／数理債務」が高い場合、積立不足が小さく、財政上の健全度が高いと言えます。

(1) (数理上資産額+許容繰越不足金)／責任準備金

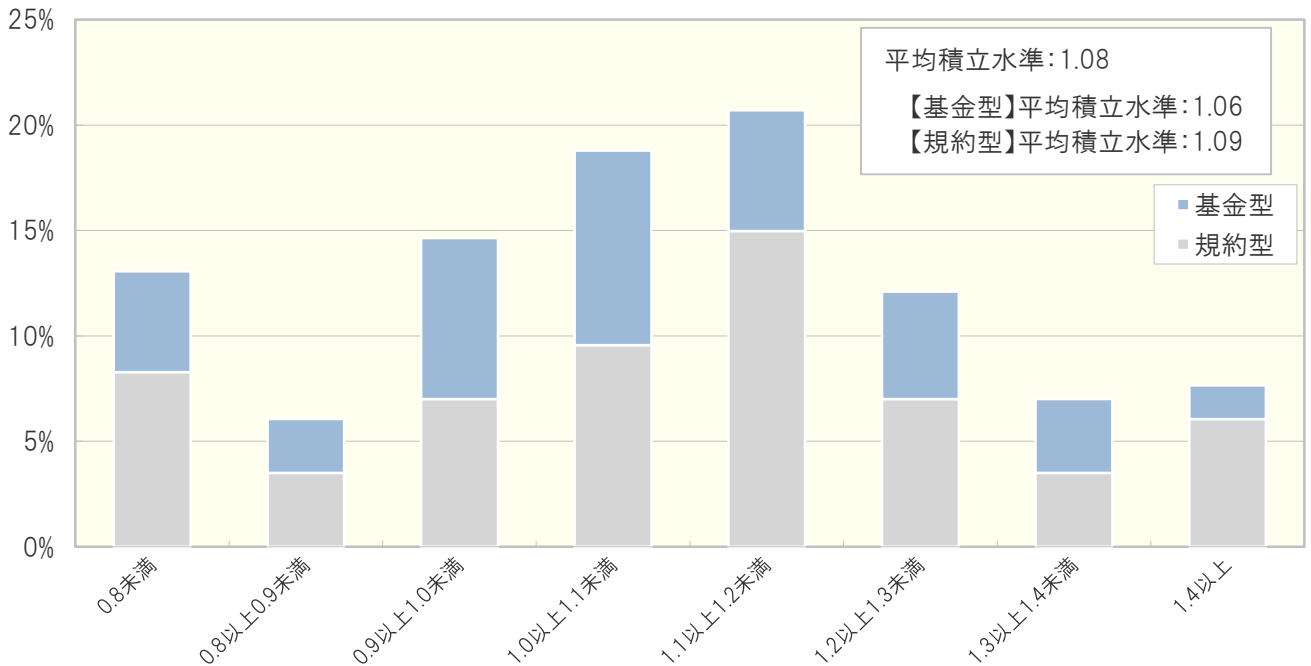


(2) 純資産額／責任準備金

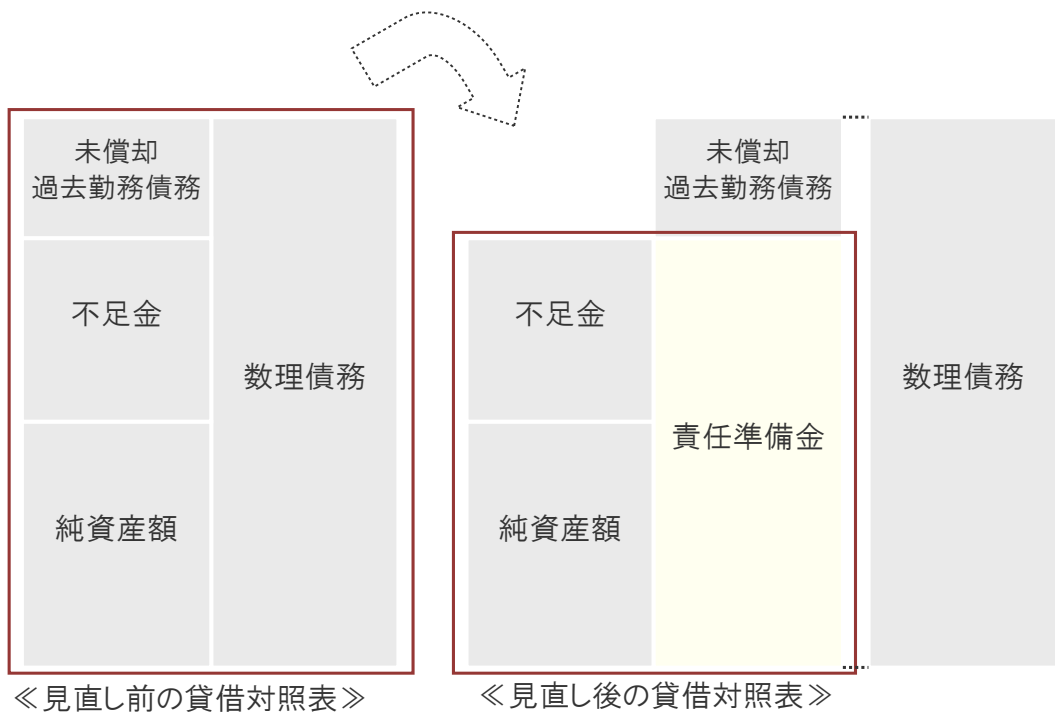


1-1. DB年金の平成27年3月決算積立状況等

(3) 純資産額／数理債務



【ご参考】財政運営基準の見直し前後の貸借対照表イメージ



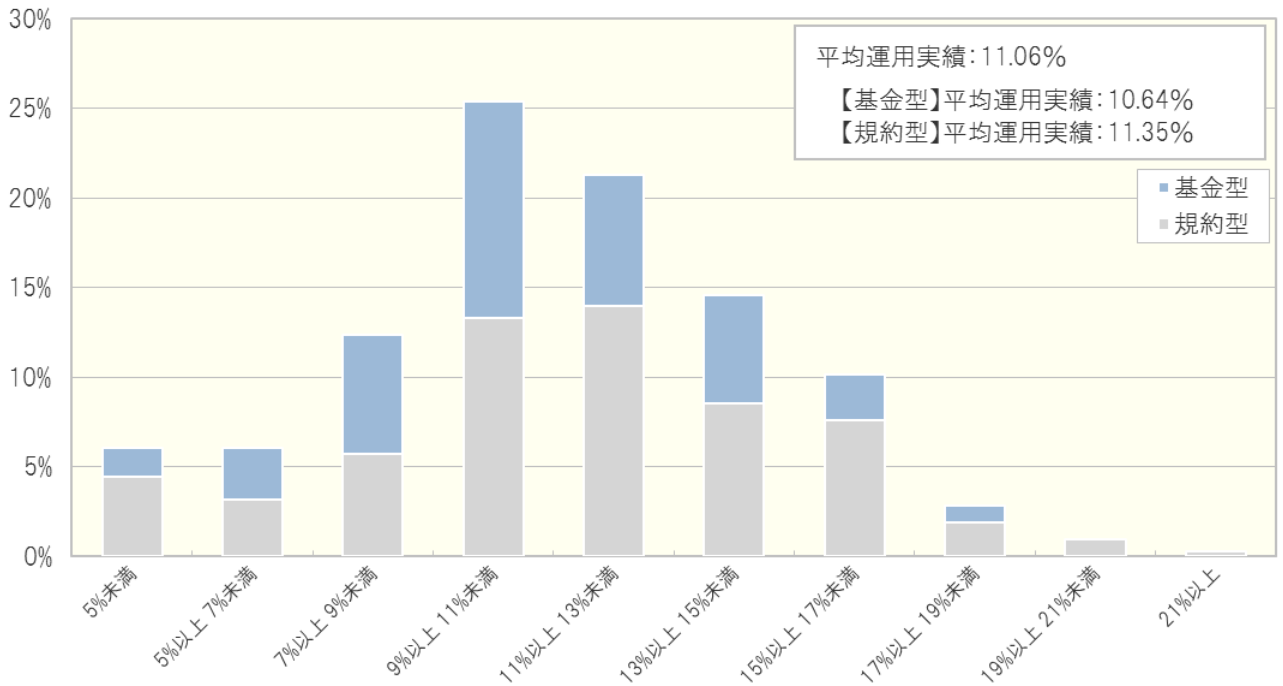
の部分が貸借対照表の範囲

(注) 財政運営基準の見直しにより、平成25年3月31日以降を基準日とする財政決算においては、それまでの財政決算とは貸借対照表の勘定科目が変更となりました。

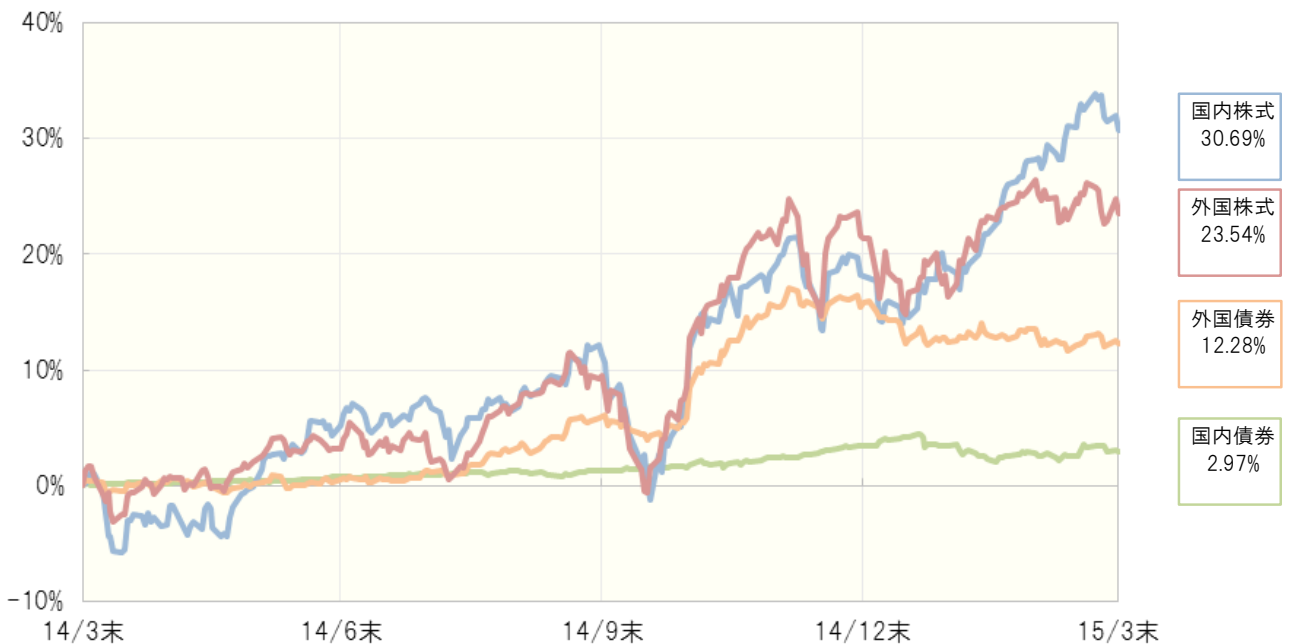
1-1. DB年金の平成27年3月決算積立状況等

2. 運用実績(時価ベース利回り)

- 運用実績は各制度のポートフォリオ等によってばらつきが生じることがあります。



【ご参考】 累積市場収益率(平成26年4月～平成27年3月)



市場インデックスは、以下の通りです。

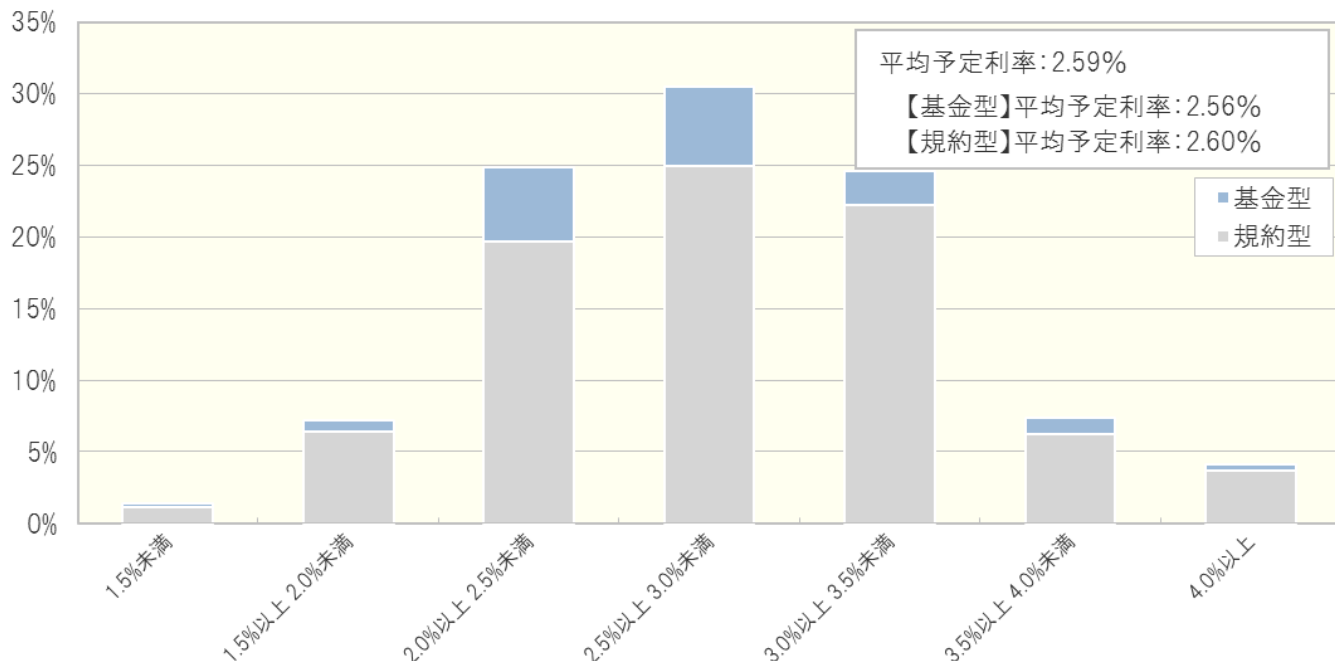
- ・国内債券: NOMURA-BPI(総合) ・国内株式: TOPIX(配当込)
- ・外国債券: シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
- ・外国株式: MSCI-KOKUSAIインデックス(円ベース、税引前・配当込)



1-1. DB年金の平成27年3月決算積立状況等

3. 継続基準の予定利率

【集計対象：過去1年間の決算先】

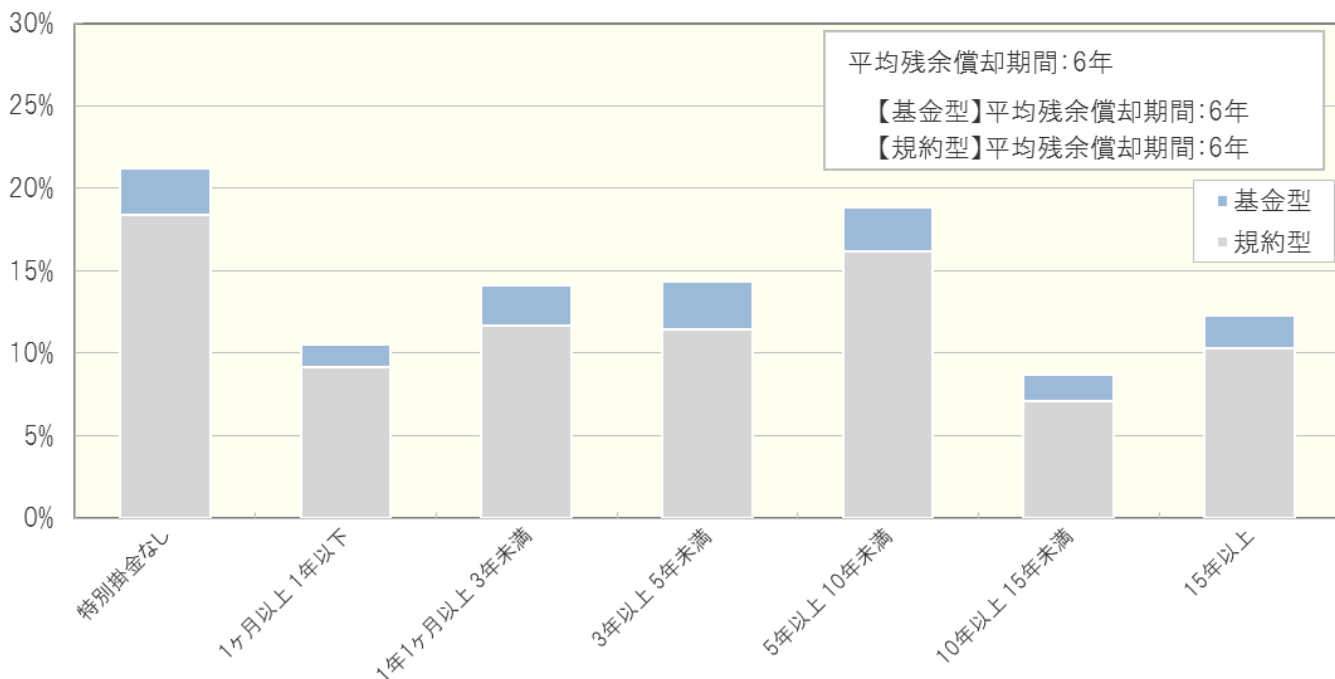


※ 同一制度で複数の予定利率を設定している場合は、最も低い率を集計対象としています。

4. 特別掛金の残余償却期間

【集計対象：過去1年間の決算先】

- 特別掛金の償却期間が長いと加入者の減少や基準給与の減少などによる将来の収入不足の影響を受けやすくなります。



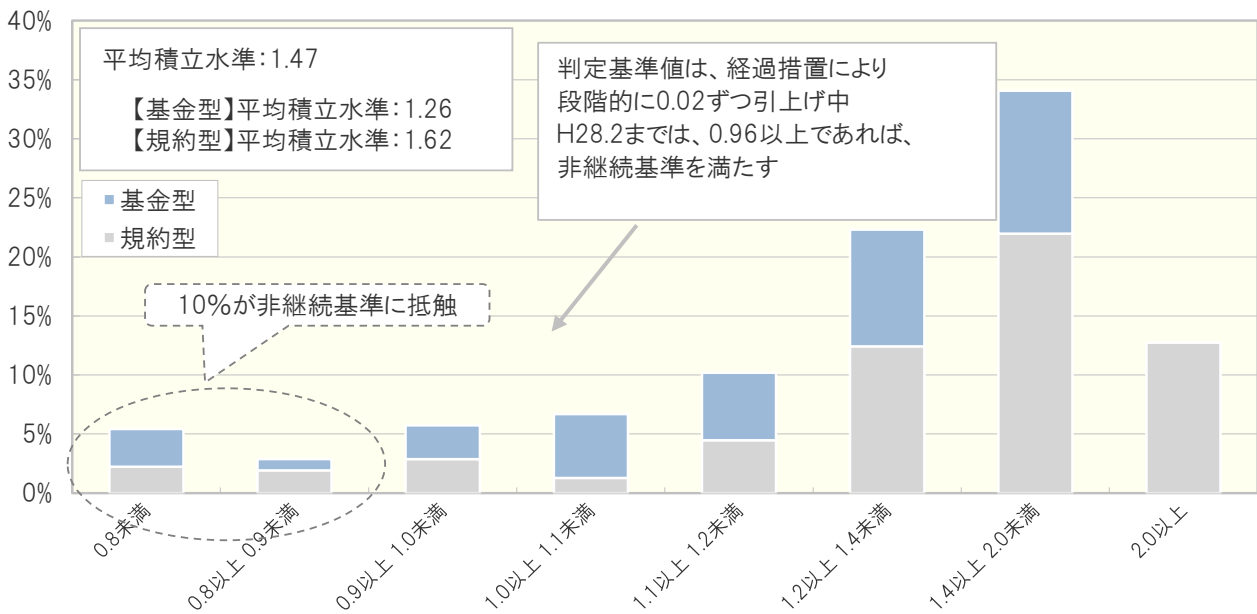
※ 同一制度で複数の特別掛金を設定している場合は、最長の残余償却期間を集計対象としています。

1-1. DB年金の平成27年3月決算積立状況等

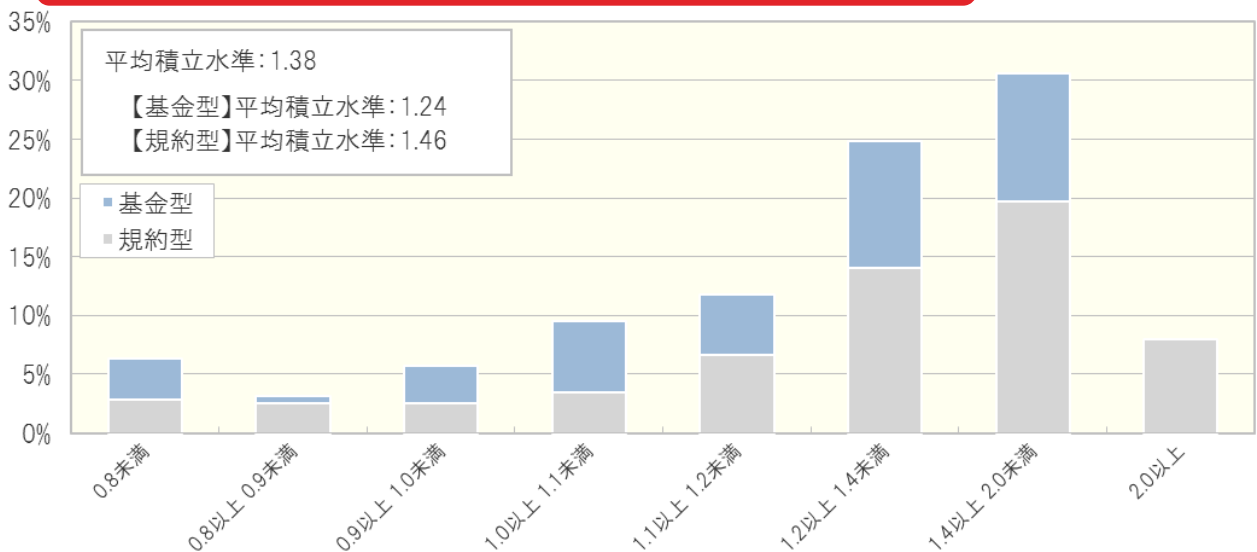
5. 非継続基準の積立水準分布

- (1)の「純資産額／最低積立基準額(未認識額控除後)」が0.86未満の場合は非継続基準に 抵触します。
- (1)の「純資産額／最低積立基準額(未認識額控除後)」が0.86以上0.96未満の場合は過去3事業年度の積立水準も考慮して、非継続基準の財政検証の判定を行います。
- 「未認識額」とは適格年金から権利義務移転した場合等の経過措置(激変緩和措置)により最低積立基準額から控除できる額のことです。
- (2)の「純資産額／最低積立基準額(未認識額控除前)」は、上記経過措置分の債務も加算した本来的な債務に対する積立比率です。

(1) 純資産額／最低積立基準額(未認識額控除後)



(2) 純資産額／最低積立基準額(未認識額控除前)



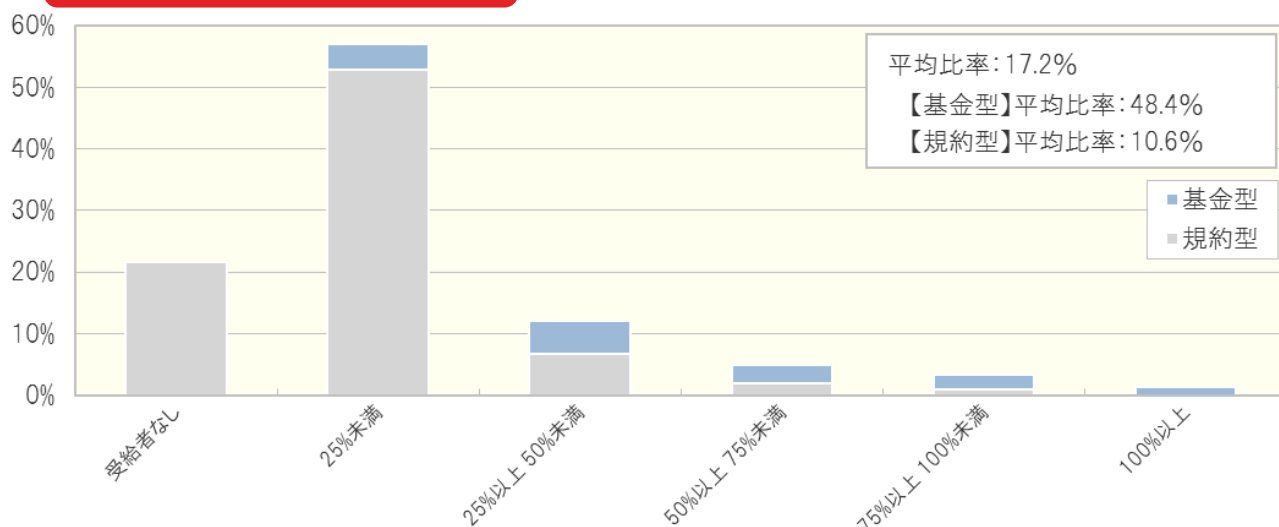
1-1. DB年金の平成27年3月決算積立状況等

6. 成熟度に関する指標

【集計対象：過去1年間の決算先】
（標準掛金がゼロの先を除く）

- ・ 制度設立後の経過年数に従って成熟度が徐々に高まっていくことは年金制度として自然な現象です。
- ・ 成熟度を見るポイントとしては、毎年の変動の状況（急上昇していないか）や、その要因（新規採用者の減少や事業所脱退に伴うもの等）があります。
- ・ 以下では成熟度を見るための代表的な指標をご案内します。

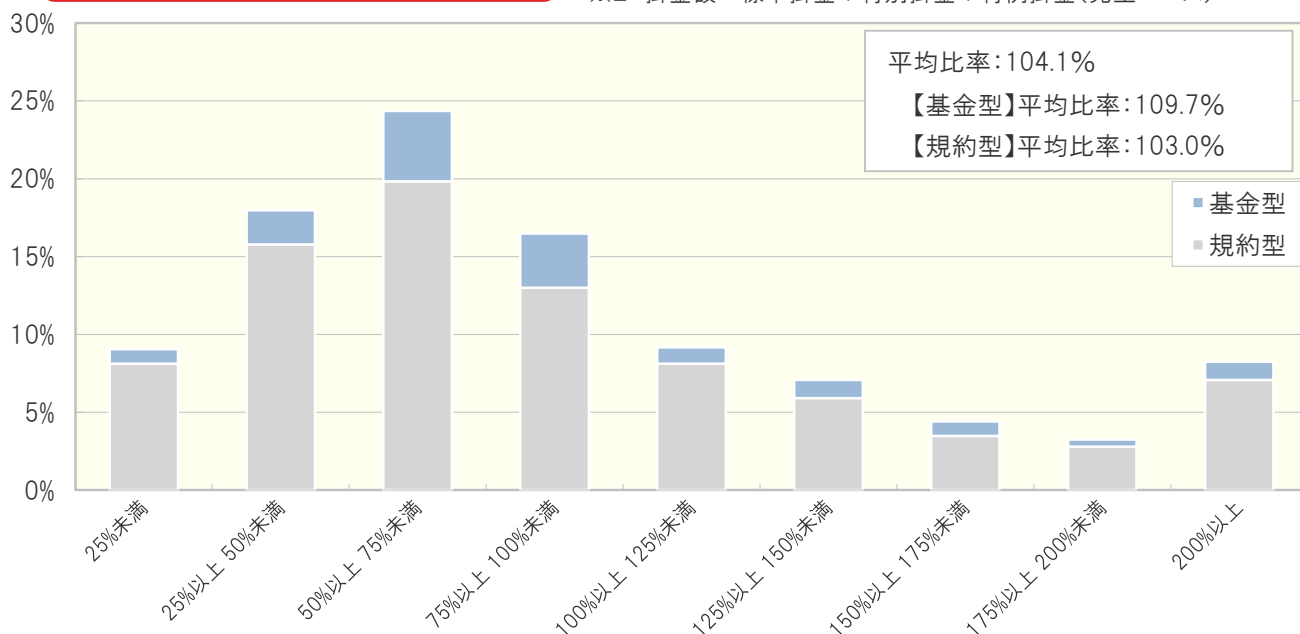
(1) 受給者数／加入者数



(2) 給付額※1／掛金額※2

※1 給付額＝一時金給付額＋年金給付額（発生ベース）

※2 掛金額＝標準掛金＋特別掛金＋特例掛金（発生ベース）



(注) 以下の平均値は、今回ご報告の決算月の2ヶ月前から過去1年間を対象期間として、弊社総幹事先DB年金の決算時の数値を集計しています。

- ・「3.継続基準の予定利率」の「平均予定利率」
- ・「4.特別掛金の残余償却期間」の「平均残余償却期間」
- ・「6.成熟度に関する指標」の「平均比率」



1-2. 厚年基金の平成26年度(H27.3末)決算の積立状況等

- 積立状況の分布
 - 純資産/最低責任準備金 1.21
 - 純資産/最低積立基準額 0.84
 - 純資産/責任準備金 1.01
- 平成26年度決算から最低責任準備金の精緻化を反映
- 期ズレ解消の影響により、最低責任準備金は一般的に大きくなる

- 厚年基金の平成26年度決算の結果^{※1}を集計致しました^{※2}。

積立状況の分布	26年度平均	25年度平均 ^{※3}	
	精緻化後	精緻化前	(参考)精緻化後
純資産/最低責任準備金	1.21	1.23	1.14
純資産/最低積立基準額	0.84	0.83	0.78
純資産/責任準備金	1.01	0.96	0.97

- 平成26年度決算から最低責任準備金の精緻化を反映しました。
 - 付利率の期ズレ解消
 - 代行給付相当額の係数見直し(一律0.875→年齢階級3区分別)
- 期ズレ解消の影響により、一般的に最低責任準備金は大きくなります。(対最低責任準備金、対最低積立基準額の積立水準が低下)
ただし、責任準備金においては平成25年度決算においても精緻化に相当する手当てがなされており、大きく変動しません。

※1 弊社総幹事の109基金(総合102基金、単独・連合7基金)のうち、平成27年度上期の解散予定先および債務未確定先等を除いた91基金(総合84基金、単独・連合7基金)について集計

※2 平成26年度厚年本体利回りを11.7%(弊社推計値)として算出した結果

※ 全厚年基金の分布とは傾向が異なり得る点についてご注意ください。

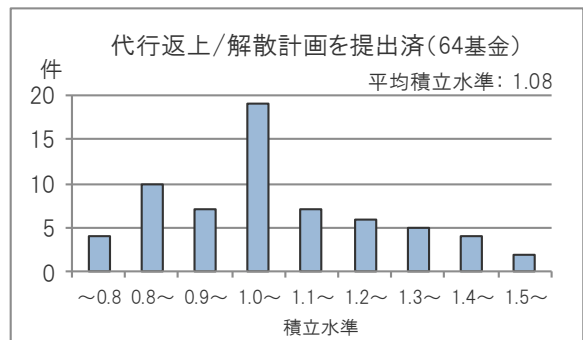
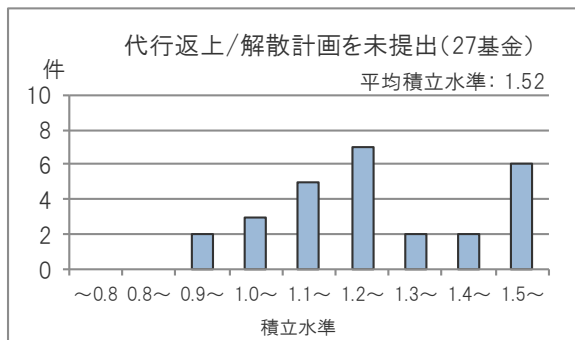
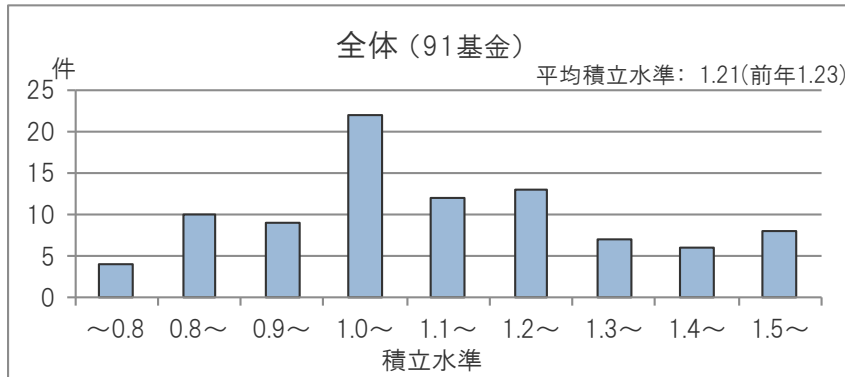


1-2. 厚年基金の平成26年度(H27.3末)決算の積立状況等

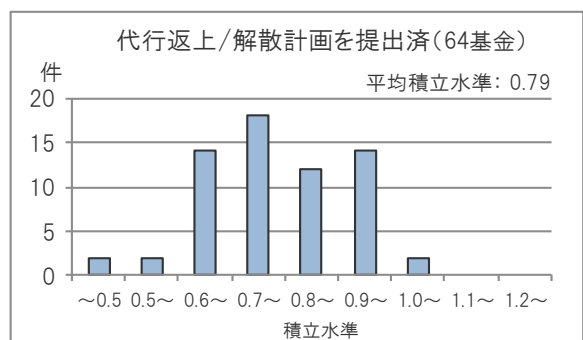
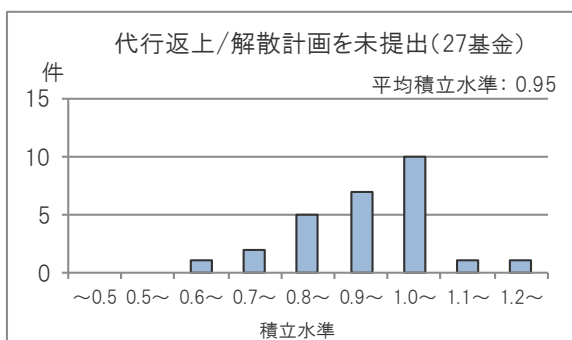
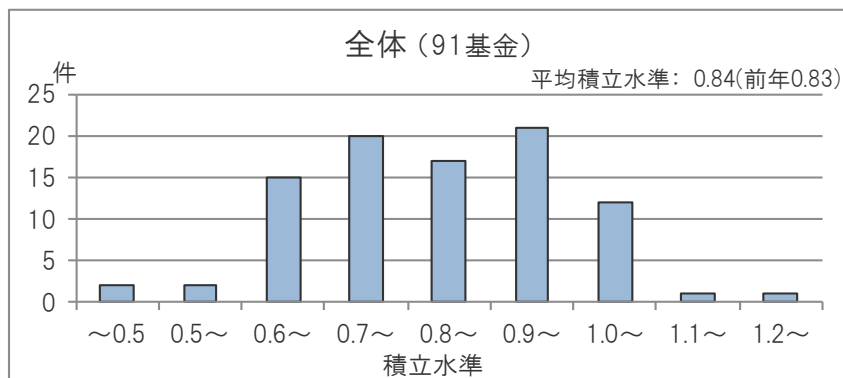
積立状況の分布(91基金対象)

※ 91基金(総合型84基金、単独・連合型7基金)の集計
 ※ グラフ中の(前年)については、精緻化前の数値を表示しております。

純資産/最低責任準備金

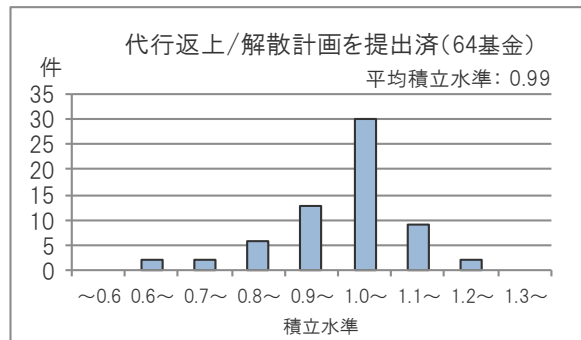
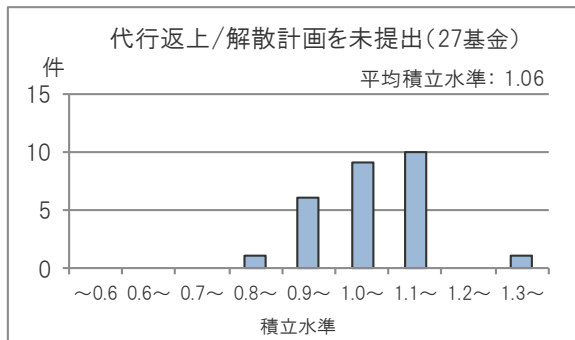
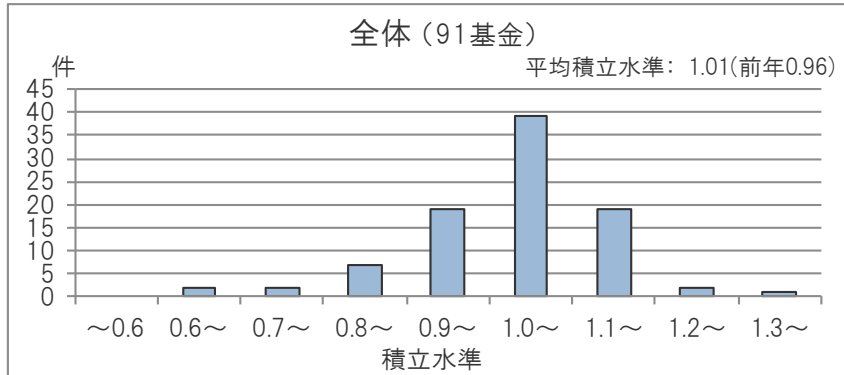


純資産/最低積立基準額

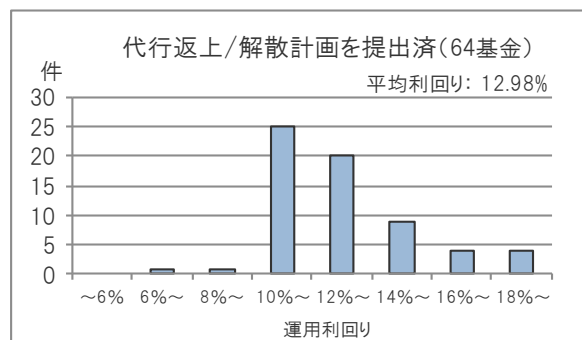
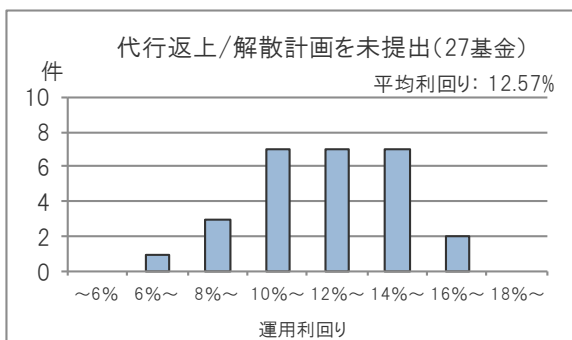
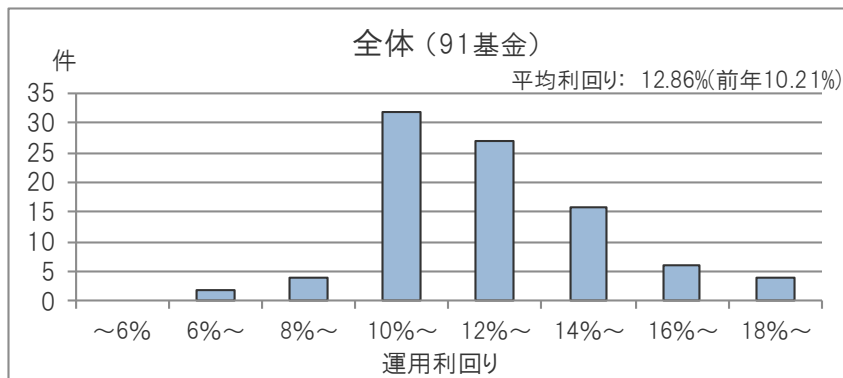


1-2. 厚年基金の平成26年度(H27.3末)決算の積立状況等

純資産/責任準備金



(参考)運用実績(時価ベース利回り)



2. 厚生年金基金関連

2-1. 平成26年度の厚年本体利回りは11.61%

- 平成26年度の厚年本体利回りは11.61%
(厚生労働省の公表数値)

厚年基金の財政決算への影響

- ✓ 平成26年度以降の財政決算・財政検証では、最低責任準備金が精緻化されます。(期ズレなし)
- ✓ ただし、解散計画/代行返上計画については、精緻化前(期ズレあり)の最低責任準備金を使用することが可能です。
- ✓ 今般公表の数値は、具体的には次の利回りとして使用します。
 - ・ 最低責任準備金(期ズレなし)の算出に用いる利回り
(平成26年度分)
 - ・ 最低責任準備金(期ズレあり)の将来予測に用いる利回り
(平成28年分)
- ✓ 厚年基金の最低責任準備金の算出に用いる利回りは、別途告示改正される予定(昨年は8月下旬)ですが、厚年本体利回りと異なる値になることはないものとして告示公布に先んじて対応を進めて構わない旨、厚生労働省より連絡を受けています。

2-2. 平成26年度の最低責任準備金(期ズレなし)の付利率は11.61%(告示改正)

- 厚生労働省告示が改正され、平成26年度における最低責任準備金(期ズレなし)の付利率(=最低責任準備金(期ズレあり)の平成28年1月～12月における付利率)が11.61%とされた。

厚年基金への影響

- ✓ 今般の告示改正は、平成26年度の厚年本体利回りが11.61%に確定したことを受け、以下の利回りが11.61%となることを定めるものです。
 - ・ 最低責任準備金(期ズレなし)の算出に用いる利回り(平成26年度分)
 - ・ 最低責任準備金(期ズレあり)の算出に用いる利回り(平成28年分)
- ✓ 平成26年度末時点で存続している厚生年金基金においては、これまで告示に記載されていた平成26年度の四半期毎の利回りは適用せず、今般告示された利回りを適用します。(平成27年1月31日以後に解散・代行返上の認可を受けた基金も同様)
- ✓ 平成27年1月30日以前に解散・代行返上の認可を受けた基金には、平成26年度の四半期毎の利回りを適用します。

2-3. 平成27年4月～6月の最低責任準備金(期ズレなし)の付利率は年7.90%(告示改正)

- 平成27年4月～6月における最低責任準備金(期ズレなし)の付利率が7.90%(年率)とされた。

最低責任準備金の算出に用いる利率

	厚年本体 利回り	期ズレなしの 最低責任準備金の 算出に用いる利率				期ズレありの 最低責任準備金の 算出に用いる利率		<ご参考> 年度換算
		4月～6月	7月～9月	10月～12月	1月～3月	4月～12月	1月～3月	
平成9年度	4.66%	—				—	—	—
平成10年度	4.15%	—				—	—	—
平成11年度	3.62%	(10月以降)3.62%				(10月以降)4.66%	4.15%	—
平成12年度	3.22%	3.22%				4.15%	3.62%	4.02%
平成13年度	1.99%	1.99%				3.62%	3.22%	3.52%
平成14年度	0.21%	0.21%				3.22%	1.99%	2.91%
平成15年度	4.91%	4.91%				1.99%	0.21%	1.54%
平成16年度	2.73%	2.73%				0.21%	4.91%	1.36%
平成17年度	6.82%	6.82%				4.91%	2.73%	4.36%
平成18年度	3.10%	3.10%				2.73%	6.82%	3.74%
平成19年度	▲3.54%	▲3.54%				6.82%	3.10%	5.88%
平成20年度	▲6.83%	▲6.83%				3.10%	▲3.54%	1.40%
平成21年度	7.54%	7.54%				▲3.54%	▲6.83%	▲4.37%
平成22年度	▲0.26%	▲0.26%				▲6.83%	7.54%	▲3.43%
平成23年度	2.17%	2.17%				7.54%	▲0.26%	5.53%
平成24年度	9.57%	9.57%				▲0.26%	2.17%	0.34%
平成25年度	8.22%	8.22%				2.17%	9.57%	3.97%
平成26年度	11.61%	11.61%				9.57%	8.22%	9.23%
平成27年度	—	7.90%	—	—	—	8.22%	11.61%	9.06%
平成28年度	—	—				11.61%	—	—

3. 企業年金制度改革に関する動き

3-1. DC改正法案 衆議院を通過

- DC改正法案が衆議院本会議にて可決
- 参議院での成立に関しては不透明

～以下、メールマガジン「DC改正法案 衆議院を通過」転載～

9月3日に開催された衆議院本会議にて、DC改正法案が賛成多数で可決されました。

今後は参議院へ送付され、参議院厚生労働委員会での審議後、本会議で可決されれば法案成立となりますが、参議院では他の議案が詰まっており、9月27日の会期末までに成立するかは不透明と言えます。

法案の概要につきましては、以下URLをご参照ください。

3-2. DC改正法案 継続審議へ

- DC改正法案、今国会では成立せず
- 今国会での審議を見送り、継続審議へ

～以下、メールマガジン「DC改正法案 継続審議へ」転載～

政府が今国会に提出していたDC改正法案は、衆議院通過後、参議院へ送付されておりましたが、9月25日開催された参議院厚生労働委員会にて、今国会での審議が見送られ、継続審議となることが決定されました。

これにより、DC改正法案は引き続き次の会期で審議されることとなります。次期会期の参議院で可決すると、再び衆議院に送付され、衆議院での可決をもって成立となります。

なお、DC改正法案の施行日で一番早いものは平成27年10月1日となっているため、これについては施行日の修正が行われると思われます。

法案の概要につきましては、以下URLをご参照ください。

https://safe.tr.mufg.jp/cgi-bin/houjin/jutaku/kgkaiin/login.cgi?file=nnews_2015_146.pdf

3-3. 確定給付企業年金の拠出弾力化の検討

- 厚労省が確定給付企業年金の拠出弾力化を検討へ
- 社会保障審議会、企業年金部会にて審議の予定

～以下、メールマガジン「7月2日付の日経新聞朝刊(確定給付企業年金の拠出弾力化の検討)について」転載～

平成27年7月2日付の日経新聞朝刊1面に、確定給付企業年金の積み立て前倒しについて、厚労省が検討している旨の記事があります。

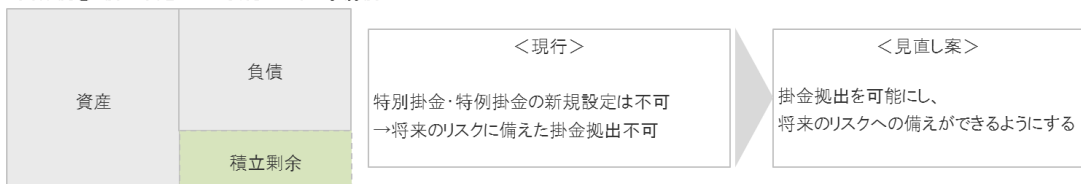
本件については、社会保障審議会企業年金部会において、今後見直しを行うものとして本年1月に整理されたもので、『「日本再興戦略」改訂2015』にも盛り込まれている内容です。

確定給付企業年金の掛金は損金算入されるため、拠出のタイミングには、企業の恣意的な利益操作を排除するための一定の制約がありますが、このことが、将来の運用環境の悪化に備えるための妨げとなっているという考え方を踏まえ、昨年の社会保障審議会企業年金部会では、拠出方法の柔軟化について議論しております(資料ご参照)。具体的なスキームは明らかになっておりませんが、今後、同部会等で詳細をつめていくものと思われます。

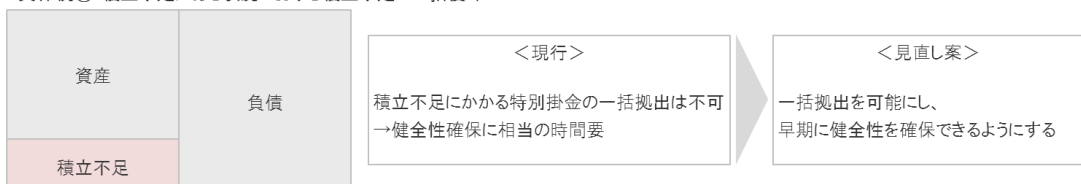
DBでの拠出方法の柔軟化

- DBの掛金拠出タイミングには恣意的な利益操作排除のための制約あり、DB安定運営(健全性確保/維持)の妨げ
 - 将来のリスクに備えた事前積立不可→企業業績が好調時にリスクに備えられない、低迷時に追加拠出要
 - 積立不足の一括拠出不可→健全性確保に相当の時間要
- ⇒恣意的な掛金拠出とならない範囲で拠出方法を柔軟化

具体例①: 積立不足がない状況における事前積立



具体例②: 積立不足がある状況における積立不足の一括償却



3-4. 第3の企業年金創設

- 厚労省は第3の企業年金の創設を検討
- 新制度は確定給付型年金と確定拠出型年金の双方の特徴を併せ持つハイブリッド型制度

～以下、メールマガジン「7月23日付の日経新聞朝刊(第3の企業年金創設)について」転載～

平成27年7月23日付の日経新聞朝刊1面に、厚労省が、確定給付型年金と確定拠出型年金の双方の特徴を併せ持つ第3の企業年金の創設の検討に入った旨の記事があります。

本件については、社会保障審議会企業年金部会において、今後見直しを行うものとして本年1月に整理されたもので、『「日本再興戦略」改訂2015』にも盛り込まれている内容です。

日本の企業年金には確定給付型と確定拠出型の2種類がありますが、確定給付型については、運用リスクが事業主に偏っており、確定拠出型については逆に加入者に偏っていることが指摘されています。このリスクの偏在を解消し、事業主と加入者がリスクを分け合う制度として、企業年金部会では、ハイブリッド型制度の議論がなされました。

同部会では、参考とする諸外国の制度事例として、今回の新聞記事にも掲載されている、オランダの集団型確定拠出年金(コレクティブDC)が挙げられております。この制度では、積立水準に応じて給付額を調整し、積立水準が一定水準以下になると、給付の減額をすることが可能です。給付の算定式が存在するという点で、法令上は確定給付型年金の位置付けですが、掛金水準を一定期間固定する(積立水準悪化に伴う追加拠出がない)ことから、会計上は確定拠出型年金として取り扱われます(資料ご参照)。

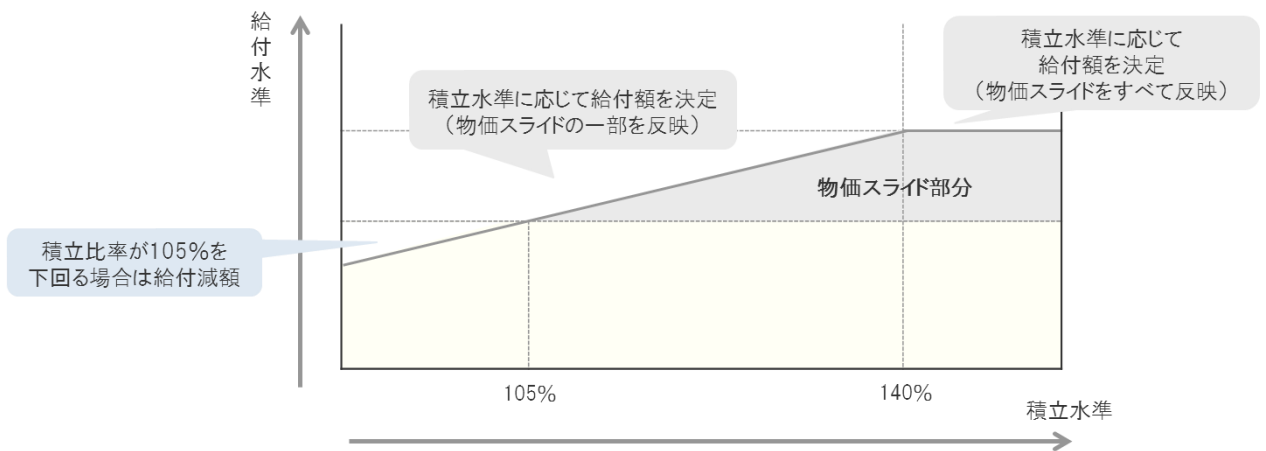
このようなハイブリッド型制度は、確定給付型年金と確定拠出型年金の併用が難しい中小企業にとっては有効な選択肢の1つと言えますが、制度内容が複雑すぎると加入者や受給者が理解できない可能性もあります。また、日本でも会計上、確定拠出型年金として取り扱われるかも重要な論点です。具体的なスキームは明らかになっておりませんが、今後、同部会等で詳細をつめていくものと思われれます。

3-4. 第3の企業年金創設

オランダの集団型確定拠出年金(コレクティブDC)

- DC制度の要素を取り入れたDB制度
- 掛金水準を一定期間固定し、その間は年金債務に対する積立水準に応じて年金額のスライド等を調整
- 企業会計上はDC制度として取扱い

$$\text{給付額} = \text{平均給与} \times \text{一定率} \times \text{勤続年数} \times \text{物価スライド率}$$



3-5. DBにおける掛金拠出の弾力化について (公)日本年金数理人会が提言

- ・ (公)日本年金数理人会が新たな掛金拠出の仕組み等を提言
- ・ 掛金負担可能な好況期に将来予想される損失分の事前積立を可能とする提言等

～以下、メールマガジン「DBにおける掛金拠出の弾力化について(公)日本年金数理人会が提言」転載～

7月2日付日経新聞に、確定給付企業年金の積み立て前倒し(掛金拠出の弾力化)について厚生労働省が検討している旨の記事がありましたが、7月31日、公益社団法人日本年金数理人会が本件にかかる提言を同会ホームページ上に公開しました。

提言の内容(要旨)は以下のとおりです。

<新たな手法による掛金拠出>

企業年金の財政運営における主たるリスクである資産運用リスクについて、企業の業況が良いときに掛金を拠出し、業況が悪いときの掛金引き上げを抑制する取り扱いを実現する観点から、当該リスクに備えるための事前積立を可能とする選択肢を設ける。

- ・ 積立金に対して、数年間において一定の確率で起こり得る最大の運用損失(実際の運用収益が予定運用収益を下回る額)を、予め積み立てる額の上限とする
- ・ 当該事前積立に係る掛金は、別途積立金とは別の勘定科目に繰り入れ、その取り崩しには制約を設ける(特別掛金額の引き下げや予定償却期間の短縮等に使用することは禁止)

<現在の手法の改善による掛金拠出>

その他の対応として、現在ある仕組みについて見直しを行い、積立不足を解消するためのより柔軟な掛金拠出を可能とする

- ・ 決算時の当年度不足金に限定しての単年度償却
- ・ 過去勤務債務の額の単年度償却 等

今後は、この提言の内容も踏まえ、社会保障審議会企業年金部会にて検討が進められると思われます。

3-6. 平成28年度厚生労働省税制改正要望公表

- 厚労省が平成28年度税制改正要望を公表
- 確定給付企業年金の拠出弾力化や新ハイブリッド型年金制度の導入等を要望

～以下、メールマガジン「平成28年度厚生労働省税制改正要望公表」転載～

8月31日、厚生労働省より、平成28年度の税制改正要望が公表されております。

企業年金関連では、「確定給付企業年金の弾力的な運営等に係る税制上の所要の措置」として、『確定給付企業年金について、安定的な財政運営ができる環境の整備や、運用リスクを事業主と加入者で柔軟に分け合う仕組み(いわゆるハイブリッド型制度)を実施可能とするため、将来の財政悪化を想定した計画的な掛金拠出の仕組みを導入すること等に伴い、税制上の所要の措置を講ずる』とされております。

本要望において想定されている、弾力的な拠出や新ハイブリッド型年金については、社会保障審議会企業年金部会において、今後見直しを行うものとして本年1月に整理されたもので、『「日本再興戦略」改訂2015』にも盛り込まれている内容です。具体的なスキームは明らかになっておりませんが、今後、同部会等で詳細をつめていくものと思われれます。

3-7. 第16回社会保障審議会企業年金部会の開催について

- 第16回社会保障審議会企業年金部会が開催
- DB制度の「拠出弾力化」と「新ハイブリッド型年金」の制度設計案は、概ね了承

～以下、メールマガジン「第16回社会保障審議会企業年金部会の開催について」転載～

9月11日、第16回社会保障審議会企業年金部会が開催されました。

今回の部会では、DBの拠出弾力化と新ハイブリッド型年金(柔軟で弾力的な給付設計)の具体案が厚労省から提示され、方向性について概ね了承されました。これらは、本年1月の前回部会の整理において制度の見直しを行う方針とされ、その後『日本再興戦略』改訂2015や来年度税制改正要望にも盛り込まれたものです。

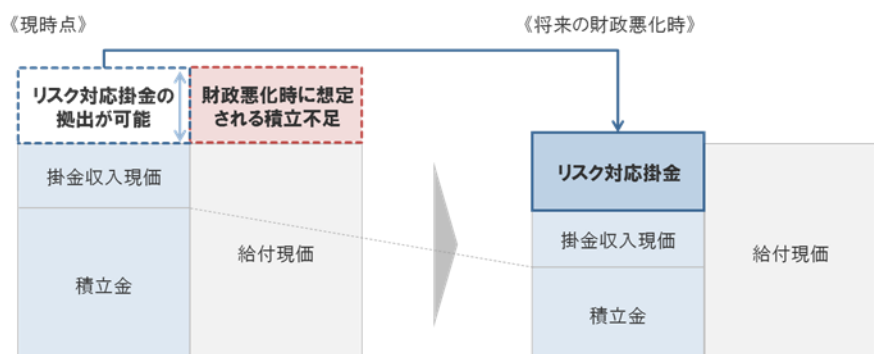
<拠出弾力化の具体案>(イメージ図1 参照)

不況期等に積立不足が生じないように、あらかじめ「財政悪化時に想定される積立不足」を測定し、その水準を踏まえて、掛金(リスク対応掛金(新設))の拠出を行うことができる仕組みが提案されました。厚労省案では、「財政悪化時に想定される積立不足」は、20年に一度の損失にも耐えうる基準として算定ルールを定めることとし、複数の方法の提示がありました。なお、リスク対応掛金の拠出は任意(一部拠出も可)となっています。

(イメージ図1)

拠出弾力化の具体案

- 不況期等に積立不足が生じないように、あらかじめ「**財政悪化時に想定される積立不足**」を測定し、その水準を踏まえて、掛金(「**リスク対応掛金**」(新設))の拠出を可能に
- 「リスク対応掛金」は、その時点の負担能力に応じて、「財政悪化時に想定される積立不足」の一部のみを拠出することも可能



財政悪化時における積立不足の発生を抑制
⇒ 不況時等の追加掛金が不要となる

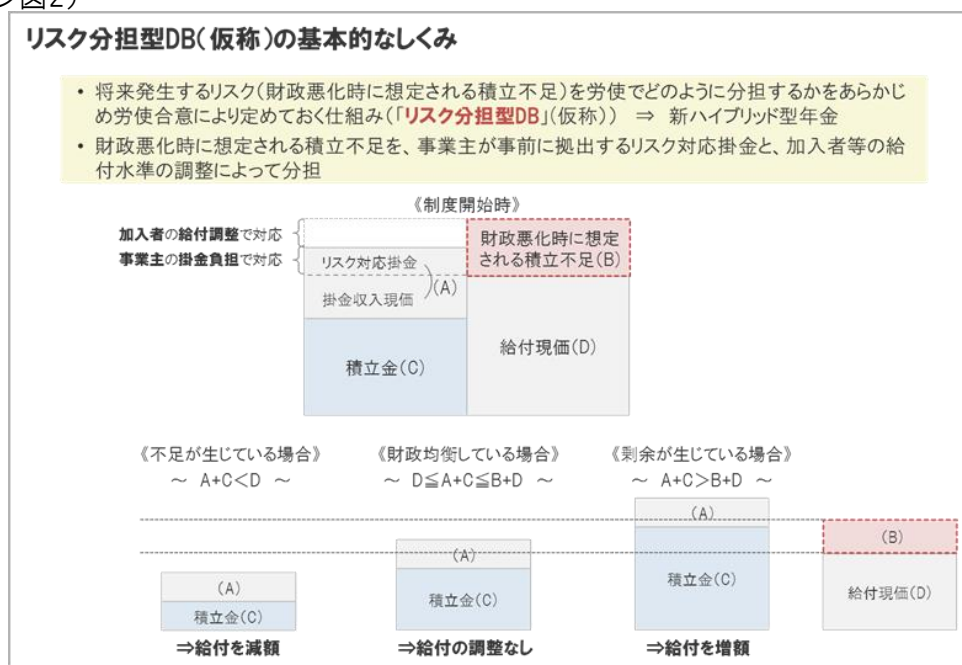
3-7. 第16回社会保障審議会企業年金部会の開催について

＜新ハイブリッド型年金の具体案＞(イメージ図2 ご参照)

上記のような拠出弾力化の仕組みの導入を前提として、将来発生するリスク(「財政悪化時に想定される積立不足」)を労使でシェアする制度(仮称:リスク分担型DB)が提案されました。この制度の仕組みは以下の通りです。

- ・事業主の事前に拠出する掛金(リスク対応掛金)負担と実際に財政悪化が顕在化した場合の加入者や受給者の給付減額により、将来発生するリスクを分担する
- ・一定の剰余状態を「財政均衡」とみなし、「財政均衡」の状態にある場合には予め約束した給付が支払われ、これを超える場合は次年度以降の給付を増額し、これを下回る場合は減額した上で支払われる

(イメージ図2)



参考にしたオランダの集団型DCは、会計上DC扱い(債務認識が不要)となっており、厚労省は、同様の取扱いが可能と考えられるが、実際には企業会計基準委員会で審議が必要としています。

また、このリスク分担型DB(仮称)におけるガバナンス強化策として、加入者等が適切に意思決定に参画できるような仕組み(新たな委員会の設置等)、制度移行時の給付減額の判定基準や既存受給者を移行する場合に必要な手続きについても提案されています。

＜委員の意見(概要)＞

多くの委員から、企業の選択肢が増えることは評価できるという意見および会計上の取扱い(債務認識が不要とされるか)が非常に重要なポイントであるという意見が出た一方で、新ハイブリッド制度については、移行時のコストやガバナンスコストが増えないようにする必要があるという指摘がありました。

＜今後の企業年金部会について＞

次回以降の部会における議題は明らかにされておりません。

4. 退職給付会計関連

4-1. 上場企業の退職給付会計数値の集計結果 (2014年度)

- 積立比率は79.8%と前年度比4.2ポイント上昇
- 退職給付費用※¹は前年度比2.7%減少
- 退職給付に係る調整累計額※²は1社平均▲0.6億円、ほぼゼロにまで圧縮

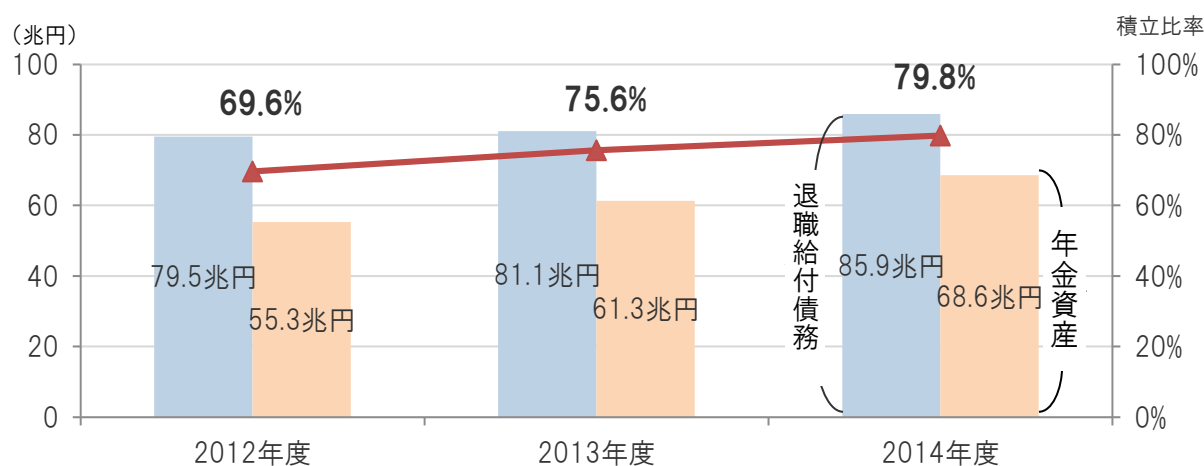
※¹ IFRS適用先48社を除いた集計

※² その他の包括利益に計上される未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用(税効果控除後)。以下同じ。

データ出所: 日本経済新聞デジタルメディア社のデータベース(日経NEEDSデータ)より弊社作成。以下同じ。

積立比率

- ✓ 積立比率(年金資産/退職給付債務)は79.8%となり、前年度(75.6%)比4.2ポイント 上昇しました。退職給付債務は前年度比5.9%増と比較的高い伸びとなりましたが、年金資産が株高等を背景に同11.9%増と大幅に増加し、割引率低下等による債務の増加を吸収しています。

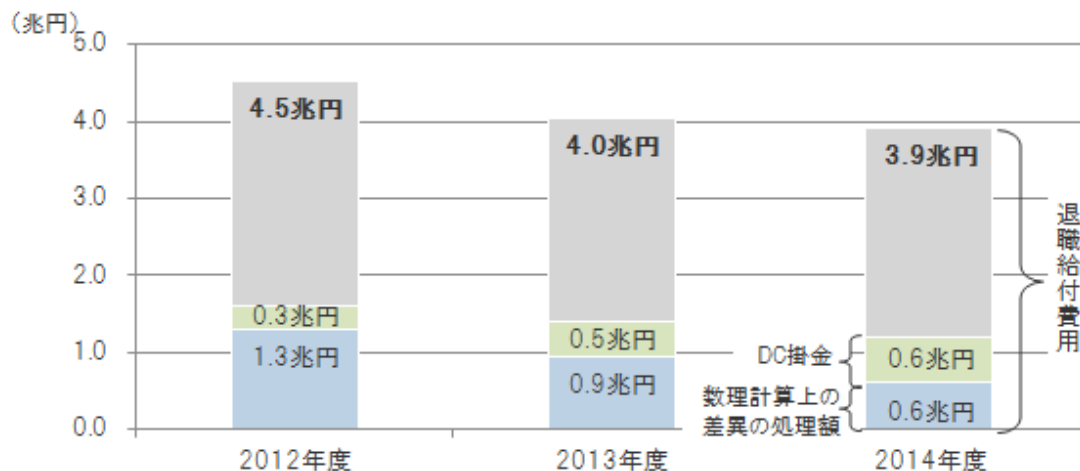


4-1. 上場企業の退職給付会計数値の集計結果 (2014年度)

退職給付費用

IFRS適用先を除いた集計(対象社数2,857社)

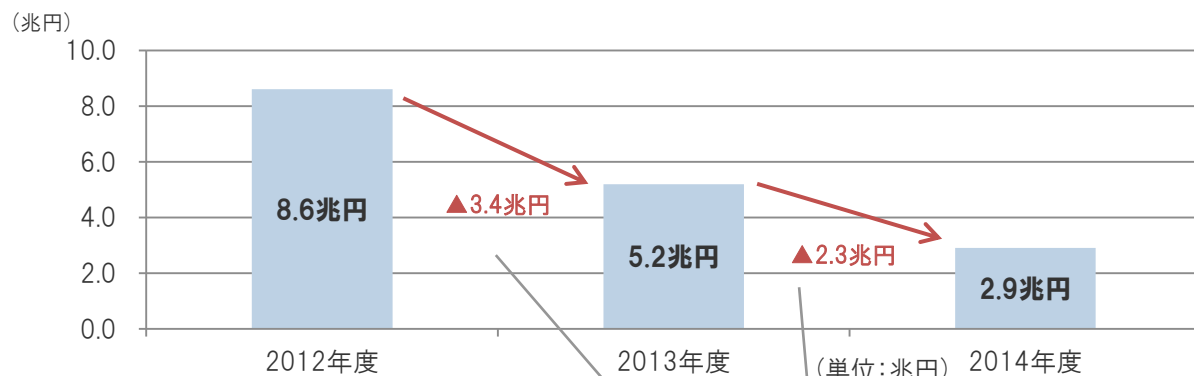
- ✓ 退職給付費用は前年度比2.7%(0.1兆円)減少しました。
- ✓ 内訳を見ると、数理計算上の差異の処理額が費用の減少に寄与した反面、DC掛金は費用の増加要因となっています。



未認識数理計算上の差異の状況

IFRS適用先を除いた集計(対象社数2,857社)

- ✓ 未認識数理計算上の差異の残高はほぼ半減しています。
- ✓ これは、当期に差益が発生したことと費用処理に伴う減少によるものです。
- ✓ なお、当期の発生額を要因別にみると、退職給付債務で発生した差損(2.9兆円)を年金資産の差益(3.9兆円)で吸収する構造となっています。



	2013年度	2014年度
昨年度からの増減	▲ 3.4	▲ 2.3
数理計算上の差異の当期発生額(A)+(B)	▲ 1.9	▲ 1.0
(A)退職給付債務からの発生額	0.1	2.9
(B)年金資産からの発生額	▲ 2.0	▲ 3.9
費用処理額	▲ 0.9	▲ 0.6
その他※	▲ 0.6	▲ 0.7

※ その他には制度終了に伴う一括処理等が含まれます。



4-1. 上場企業の退職給付会計数値の集計結果 (2014年度)

退職給付に係る調整累計額の状況

日本基準適用、かつ3月決算企業で連結決算実施企業(対象社数2,505社)

- ✓ 退職給付に係る調整累計額はほぼゼロとなっています。
- ✓ 未認識項目のBS即時認識による影響額は自己資本に対してほとんど影響を与えない水準になっています。

(単位: 億円、%)

	2013年度		2014年度		増減率
	合計	1社平均	合計	1社平均	
退職給付に係る調整累計額(A)	▲ 16,668	▲ 6.7	▲ 1,457	▲ 0.6	▲ 91.3%
自己資本(B)	2,595,980	1,036	2,962,220	1,183	14.1%
(A)／(B)	▲ 0.6%	▲ 0.6%	▲ 0.05%	▲ 0.05%	▲ 92.3%

【補足】(連結決算のみ)

- 退職給付会計基準では、未認識項目(未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用)は税効果を考慮のうえ、「退職給付に係る調整累計額」として「その他の包括利益累計額」に計上します。
- 自己資本は、株主資本と「その他の包括利益累計額」の合計であるため、未認識項目の増減によって直接影響を受けることとなります。

$$\text{退職給付に係る調整累計額} = \text{未認識項目} \times (100\% - \text{実効税率})$$

「その他の包括利益累計額」に含まれる

$$\text{自己資本} = \text{株主資本} + \text{その他の包括利益累計額}$$

4-2. 修正国際基準が確定

- ASBJが修正国際基準を確定
- 退職給付に関しては、他基準(日本基準、IFRS、米国基準)のいずれとも異なる取り扱いに

～以下、メールマガジン「修正国際基準が確定」転載～

6月30日に修正国際基準が確定し、会計基準委員会のHPに掲載されています。

https://www.asb.or.jp/asb/asb_j/endorsement/jmis/20150630.shtml

基準確定に伴い、日本国内では4つの会計基準が併存することになりますが、退職給付に関しては、4つの基準すべてで取扱いが異なることとなります(4つの基準の比較表は以下のURLをご参照ください)。

https://i02.smp.ne.jp/u/mutb_img/JMIS.pdf

修正国際基準は、基本的にはIAS19号ですから、

- (ア) 期待運用収益がなく、(退職給付債務一年金資産)×割引率で算出される純利息が費用要素となる、
- (イ) 制度変更に伴う債務の増減(過去勤務費用)は発生年度に一括して費用計上する、という点が日本基準と異なります。

一方、IAS19号ではその他の包括利益に計上した再測定をその後損益計算書に計上すること(＝リサイクリング)を認めていませんが、修正国際基準では従業員の平均残存勤務期間で償却することを求めています。日本基準では、平均残存勤務期間内の一定期間で償却することになっており、日本基準とも若干異なります。日本基準との差異という点では、退職給付債務に関する重要性基準の有無もあります。

数理計算上の差異(再測定)に関しては、償却の有無で費用が異なりますし、処理年数の違いでも費用の水準が変化します。また、日本基準では、重要性基準に基づき退職給付債務の変動が10%未満であれば、割引率を見直さないことができるため、積立状況に関しても両基準で差異が生じることになります。

退職給付会計はただでさえ、わかりにくい会計とも言われます。その退職給付会計で、さらに基準により差異が発生するとすれば正確な企業比較が困難となることが予想されます。修正国際基準を採用する企業は多くないという見方が一般的なようですが、採用する企業が多くなると、企業の比較可能性という問題も浮上してくることになりそうです。

4-3. IFRSにおけるアセットシーリングについて

- IFRSの退職給付会計ではアセットシーリング(資産計上上限額)の規定が存在
- 国内制度でのアセットシーリングの取扱いが今後の焦点

～以下、メールマガジン「IFRSにおけるアセットシーリングについて」転載～

9月1日付の日本経済新聞に「わかる 国際会計基準」という記事が掲載されていました。国際会計基準(IFRS)を任意適用する企業が増加してきたことをうけて、IFRSの特徴を解説していくとのことです。

実際、IFRS任意適用を検討する企業は増加してきているようですが、従来と異なる基準を適用することになると、その差異は大きな関心事となります。退職給付会計に関してIFRSと日本基準との主要な差異は、(1)期待運用収益が廃止され、純利息(利息費用と年金資産×割引率で求める利息収益との差額)が計上される、(2)日本基準における数理計算上の差異に相当する再測定について、その他の包括利益に計上した後、損益計算書に計上しない(ノンリサイクリング)という点であり、これらに関してはご存じの方も多いためと考えられます。ただ、“アセットシーリング”に関して認識されている方は少ないかもしれません。年金制度の積立て状態が好転を示す中、このアセットシーリングは、今後IFRSの任意適用を検討する企業にとって大きな関心事になることが予想されます。

退職給付会計では、退職給付債務と年金資産の差額が貸借対照表に表示されます。これはIFRSも他の会計基準も同じです。ただ、日本基準や米国基準では、計上できる資産の上限額について特段の規定がないのに対し、IFRSは資産計上できる額に上限額が設けられています。これがアセットシーリングです。なお、上限額を超えた部分(アセットシーリング超過額)は資産計上できないだけでなく、利息収益からアセットシーリング超過額×割引率が差し引かれるため損益へも影響を与えることとなります。

IFRSでは、資産計上可能な額を“経済的便益”の範囲内とし、その経済的便益を「資産の返還」もしくは「掛金の減額」で判定します。日本では閉鎖型制度や退職給付信託では資産の返還が可能であり、この場合、超過部分は全額資産計上が可能と解されます。ただ、資産の返還が行われない制度の経済的便益は「掛金の減額」で判定されることとなります。

「掛金の減額」による経済的便益の額は、年金制度の財政運営上の要請、すなわち最低積立要件(minimum funding requirement)の有無によって算出の方法が異なります。ただ、日本の制度でどのように算出するかについて、今のところ統一的な見解はないようです。

上記の内容は、「IFRIC14号:確定給付資産の上限、最低積立要件及びそれらの相互関係」で示されたものです。IFRSの解釈は、IASB(国際会計基準審議会)の中にある解釈委員会が作成したこのIFRICによるものとされ、解釈委員会以外が独自の解釈を行うことは認められません。ただ、最低積立要件の有無など日本の制度での取扱いについて、各会計士や各監査法人で判断することになれば、取扱いに差が生じ、結果として企業間の比較

4-3. IFRSにおけるアセットシーリングについて

可能性が損なわれる虞があります。この状況を回避するためにも大手監査法人や数理人などの専門家によって、日本の制度に関する統一的な見解が示されることが望まれます。

上場企業の退職給付の状況をみると、2014年度では積立型の制度の積立比率はほぼ100%となっており、年金資産が退職給付債務を上回る積立超過となっている会社は少なくありません。アセットシーリングは積立不足の状況下では、あまり語られなかった話題ですが、これからIFRSの任意適用を検討する企業にとっては大きな関心事となる可能性があります。

5. その他のトピックス

5-1 . 経済財政運営と改革の基本方針2015 (骨太の方針)

- 「経済財政運営と改革の基本方針2015(骨太の方針)」における公的年金の見直し案

～以下、メールマガジン「経済財政運営と改革の基本方針2015(骨太の方針)のご案内」転載～

平成27年6月30日閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針2015(骨太の方針)」(※)に、財政健全化に関連した公的年金の見直し案が盛り込まれておりますので、ご案内致します。下記項目は、本年1月の社会保障審議会年金部会において、改革の方向性が整理されていたものです。

○マクロ経済スライドの在り方

【社会保障審議会年金部会での主な整理内容】

マクロ経済スライドによる調整が極力先送りされないよう工夫することが重要

○短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大

【社会保障審議会年金部会での主な整理内容】

既に決定済の平成28年10月以降の適用拡大後においても、更に適用拡大を進めていく必要がある

○高齢者の年金受給の在り方

【社会保障審議会年金部会での主な整理内容】

保険料拠出期間を現状の60歳から65歳まで延長

○高所得者の年金給付の在り方、公的年金等控除を含めた年金課税のあり方

【社会保障審議会年金部会での主な整理内容】

年金に係る税制、福祉制度などを含めた全体的な視点や、就労インセンティブを阻害しない観点から、幅広い議論を行う必要がある

(※)34ページご参照

http://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/minutes/2015/0630/shiryo_01.pdf

6. 年金ニュース・年金メールマガジン 発行履歴(平成26年6月～9月)

7. 年金ニュース・年金メールマガジン発行履歴 (平成27年6月～9月)

	タイトル	公的年金	制度財政	企業会計	その他
平成27年 6月	DB年金の平成27年3月決算積立状況等		○		
平成27年 7月	修正国際基準が確定			○	
	経済財政運営と改革の基本方針2015 (骨太の方針)のご案内	○			
	7月2日付の日経新聞朝刊 (確定給付企業年金の拠出弾力化の検討)に ついて		○		
	厚年本体の平成26年度運用実績 (弊社推計値)について②	(○)			
	7月23日付の日経新聞朝刊 (第3の企業年金創設)について		○		
	厚年基金の平成26年度(H27.3末)決算の 積立状況等		○		
平成27年 8月	DBにおける掛金拠出の弾力化について (公)日本年金数理人会が提言		○		
	平成26年度の厚年本体利回り(確定値) :11.61%	○			
	上場企業の退職給付会計数値の集計結果 (2014年度)			○	
	平成26年度の最低責任準備金(期ズレなし)の 付利率:11.61%(告示改正)		○		

8. 年金ニュース・年金メールマガジン発行履歴 (平成27年6月～9月)

	タイトル	公的年金	制度財政	企業会計	その他
平成27年 8月	DC改正法案が衆議院厚生労働委員会審議で可決		(○)		
	平成28年度厚生労働省税制改正要望公表		○		
平成27年 9月	IFRSにおけるアセットシーリングについて			○	
	DC改正法案 衆議院を通過		○		
	平成27年4月～6月の最低責任準備金(期ズレなし)付利率:年7.90%(告示改正)		○		
	第16回社会保障審議会企業年金部会の開催について		○		
	DC改正法案 継続審議へ		○		

※ ()は本資料に未掲載のニュースです。

-
- 本資料に記載している見解等は本資料作成時における見解等であり、経済環境の変化や相場変動、年金制度や税制等の変更によって予告なしに内容が変更されることがあります。また、記載されている推計計算の結果等につきましては、前提条件の設定方法によりその結果等が異なる場合がありますので、充分ご注意ください。
 - 本資料は、当社が公に入手可能な情報に基づき作成したものです。その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。施策の実行にあたっては、実際の会計処理・税務処理等につき、貴社顧問会計士・税理士等にご確認くださいようお願い申し上げます。
 - 本資料の分析結果・シミュレーション等を利用したことにより生じた損害については、当社は一切責任を負いません。
 - 当レポートの著作権は三菱UFJ信託銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。

本資料に関するお問い合わせ先

三菱UFJ信託銀行

年金コンサルティング部

03-6214-6368

(受付時間:9:00~17:00(土日・祝日除く))

